

[商品概要説明書]



新銀行東京

変動金利定期預金（個人）

平成 30 年 5 月 1 日現在

1.商品名	・変動金利定期預金（個人用）
2.対象	・個人（国内の居住の方に限ります）
3.期間	・最長 3 年 預入日から 6 カ月間の据置期間経過後は任意の日にご解約できます。 自動継続（元加継続または利払継続）扱いとなります。 満期日に前回と同一の期間の商品に自動的に継続します。継続された預金についても同様に継続されます。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・一口 1 0 0 円以上 1 0 0 億円未満 ・1 円単位
5.払戻方法	・満期日に一括して払い戻しいたします。一部解約はできません。 預入日から 6 カ月未満の払い戻しにつきましては中途解約としてお預け入れ時以降の利息の計算にあたり、約定利率が適用されなくなります。下記 9 をご参照ください。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)課税方法	・預入後 6 カ月は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 カ月毎の応当日に市場金利の動向その他金融情勢を勘案して決定する当行所定の利率に変更します。継続時には、継続日における店頭表示利率を適用します。 ・金利につきましては店頭の金利ボードまたは当行ホームページに表示しております。 ・当行所定の理由により継続を停止した場合の本預金の利息は、満期日以後に支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・元加式自動継続の場合の利息は継続される定期預金の元金に組み入れられます。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 3 6 5 日とする日割計算で 6 カ月毎の複利で計算します。 ・1 円未満の端数は切り捨てます。 ・利息額の 2 0 %（国税 1 5 %、地方税 5 %（※））の分離課税。 （※）平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に受け

	取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。				
7.手数料	本商品につきましては、口座維持管理手数料はかかりません。				
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> • 本商品は、総合口座の担保としてご利用いただけます。貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年率0.5%を上乗せした利率となります。 • マル優のお取り扱いができます。 				
9.中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 預入日から6カ月間の据置期間経過前の中途解約については解約日現在における普通預金利率で計算した利息とともに払い戻しをいたします。 <p>なお、預入日から6カ月間の据置期間経過後は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。1円未満の端数は切り捨てとなります。（自動継続の取り扱いによる自動継続後にも同様に6カ月間の据置期間があります。）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[預入期間6カ月未満]</td> <td style="width: 50%; border: none;">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[預入期間6カ月以上3年未満]</td> <td style="border: none;">それぞれの期間の約定利率</td> </tr> </table>	[預入期間6カ月未満]	解約日における普通預金利率	[預入期間6カ月以上3年未満]	それぞれの期間の約定利率
[預入期間6カ月未満]	解約日における普通預金利率				
[預入期間6カ月以上3年未満]	それぞれの期間の約定利率				
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> • 通帳の発行を原則としていたしません。ご依頼いただいた場合は、発行いたします。 • 本商品を担保としてご利用いただける総合口座契約は、お一人さま一契約とさせていただきます。 • 口座お申込時に未成年者等の方につきましては、当座貸越をご利用いただけません。未成年者等の方で当座貸越のご利用をご希望のお客様は、成年到達後等にお申し出ください。 • 本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 • 初回満期日より自動継続扱いにて10年を経過した場合は、解約・新規の手続により新定期にお切り替えください。 				
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>				